

答 申 第 1 2 号

平成 16 年 5 月 27 日

仙台市長 藤井 黎 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 6 年 3 月 2 日付太秋総第 7 4 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答  
申いたします。

記

諮問第 1 3 号 「地域懇談会町内会要望調査表による回答」の一部開示決定に対する異議申  
立て

答 申  
( 諮問第 1 3 号 )

**1 審査会の結論**

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定は妥当である。

**2 異議申立ての趣旨**

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号、以下「条例」という。）に基づき、「平成 15 年度 太白区（秋保）地域懇談会町内会要望事項調査表による回答の一切」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 16 年 2 月 13 日付で一部開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

**3 申立人の主張**

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添 1 参照）

**4 実施機関の説明**

実施機関が行った非開示理由についての説明は、おおむね非開示理由説明書に記載のとおりである。（別添 2 参照）

**5 審査会の判断**

（ 1 ）本件公文書について

地域懇談会は、地域懇談会実施要領（平成 2 年 11 月 15 日市民局長決裁）に基づき、地域住民の要望・意見を市政に反映させるとともに、市政への理解、協力を得ることを目的として、連合町内会の要請により実施されている。地域の要望等については、連合町内会が集約した上で予め実施機関に提出され、懇談会の席上で各関係課より口頭で回答することとされている。

本件公文書は、連合町内会より提出された地域の要望等に対する市の関係課の回答とそれを実施機関においてまとめたものである。実施機関においては、関係課が共通認識を持って地域懇談会に臨むため、事前に本件公文書で回答事項を検討し、地域懇談会の席上では、市の関係課が本件公文書を使用しながら、地域の要望等に対して口頭で回答している。

（ 2 ）条例第 7 条第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で個人に関する情報が記録されている公文書については、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する場合を除き、開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 本件公文書において非開示とされた情報は、特定個人の氏名である。これは、個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものであるから、条例第 7 条第 2 号本文の規定により非開示とすべき情報に該当すると認められる。

ウ そこで、当該情報が条例第 7 条第 2 号ただし書の規定、すなわち「イ 法令等の規定に

より又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「八 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」の該当性について検討する。

エ 地域懇談会の回答について、これを公にすることを定める法令等の規定はない。また、当該回答は、地域懇談会の席上で、市の関係課から参加者に口頭でなされるものとされているが、その出席者は、地域懇談会実施要領によると、市民側として、連合町内会長、各町内会の会長、役員等とされており、事実、本件に係る地域懇談会の出席者は、市の関係課の職員を除くと、秋保地区の連合町内会又は当該連合町内会を構成する各町内会の役員であったことが認められ、地域懇談会の趣旨からしても、不特定多数の市民が出席する状況にあるとは認められないことから、当該回答が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとも認めることはできない。したがって、当該情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

オ 次に、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとする特段の事情も認められない。さらに、当該情報が公務員の職務の遂行に係る情報ということもできない。したがって、条例第 7 条第 2 号ただし書ロ及びハにも該当しない。

カ 申立人は、当該情報について、これが場所を示す情報として使用されていること、また、既に参加者に周知されていることを理由に、開示されるべき旨主張する。しかしながら、条例は個人のプライバシーを最大限に保護するため、条例に基づく公文書開示請求においては、個人識別性という形式要件により、およそ個人に関する一切の情報は原則非開示としているものであって、その例外を規定している条例第 7 条第 2 号ただし書に定める場合に該当しないうちは、個人に関する情報を開示することはできない。

### (3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第13号)

年 月 日	内 容
平成16 . 3 . 2	・ 諮問を受けた
16 . 3 . 11	・ 実施機関（太白区秋保総合支所総務課）から非開示理由説明書を受理した
16 . 3 . 29 （平成15年度第5回 情報公開審査会）	・ 実施機関（太白区秋保総合支所総務課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
16 . 3 . 31	・ 異議申立人から意見書を受理した
16 . 5 . 13 （平成16年度第1回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った